



福島市告示第 16 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

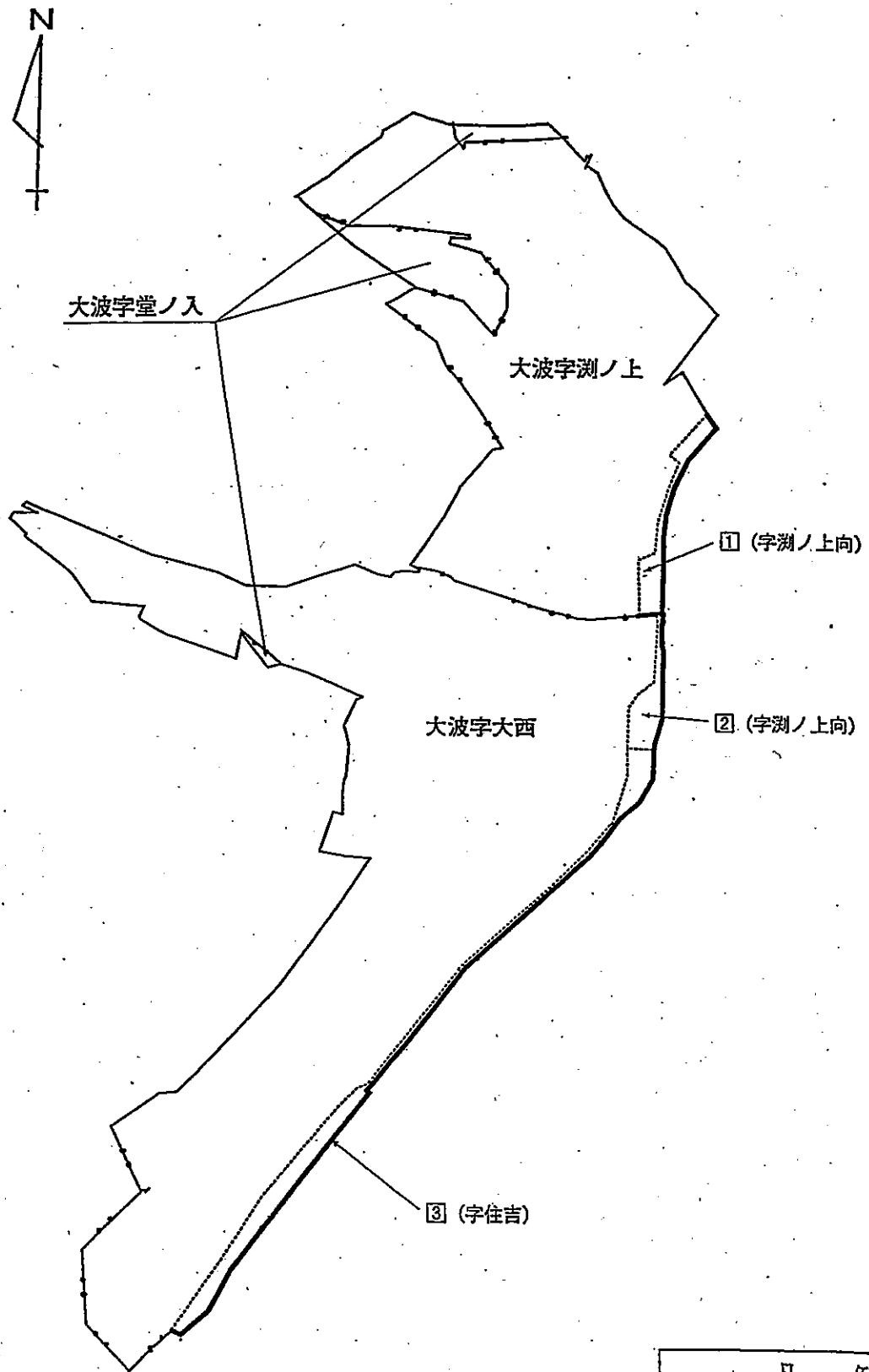
平成30年 1月17日

福島市長 木 幡 浩

- 1 区 域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

編入する字名		同上に編入される区域
大波字測ノ上	大波字測ノ上向 ①	二一、二三及びこれらの区域に隣接する道路、水路等である公有地の全部
大波字大西	大波字測ノ上向 ②	三一、三二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部
大波字大西	大波字住吉 ③	一の二、一のロ、二の三、二のハ、一二の七、一三の五、一三の六、一三の七、一四の四及びこれらの区域に隣接する道路、水路等である公有地の一部

# 参 考 图(大波地区)



凡 例	
——	新 字 界
-----	旧 字 界
( )	旧 字 名